

## 令和7年第10回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和7年10月28日 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曽根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員  推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	1番 市川 豊 会長 2番 岩本 直美 委員 8番 山本 裕子 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 青山 侑嗣 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	議案第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	専決第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
	専決第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	専決第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	専決第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	その他	公共転用届について 農地を農業用施設に使用する届出書について

開会	(15:00)	
	事務局長	<p>定刻になりましたので、只今より令和7年第10回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>なお、本日は議長を務める会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、会長職務代理者である牧委員にご議事の進行を委ねます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、牧会長職務代理者より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願ひいたします。</p> <p>▲挨拶</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は9番、10番の両名ですでお願ひいたします。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。</p> <p>それでは議案に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>番号10番の申請者による農地の取得についてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書2ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、本郷公民館から北東に約60メートルの位置に所在する一筆で登記地目、現況地目ともに畑であり、面積は230m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者は本郷町にお住まいの83歳の方です。</p> <p>当該農地の所有者は高齢かつ遠方に住んでおり、農地の耕作および管理が困難となつたため売却を検討していたところ、申請者から取得の希望があり、今回の申請に至ったものです。</p> <p>申請者は現在、年間150日程度農作業に従事しており、農作業歴は40年です。</p> <p>年齢は83歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲もあり、現在耕作している農地についても適正に管理されて</p>
会長職務代理者		
事務局		
会長職務代理者		
事務局		

		<p>おりますので、特段問題はないものと考えられます。</p> <p>また、世帯員の農業従事状況としては、妻が約100日、申請者とともに農業に従事しております。</p> <p>農業用機械につきましては、トラクター1台、耕耘機1台を所有しております。</p> <p>申請地では主に野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>12番の資材置場として利用するものについてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>申請地は相野山小学校から西に約70メートルの位置に所在する6筆で、北新町相野山1328番4は地目は田、現況は畠で、北新町相野山1329番1、1329番5、1329番6、1329番7は登記地目、現況地目ともに畠で、北新町相野山1330番3は登記地目は田、現況地目は宅地で合計面積は1,671.26m<sup>2</sup>です。</p>
	会長職務代理者	
	会長職務代理者	
事務局		

申請法人は、令和3年に設立、本社は日進市五色園三丁目に所在し、土木建築工事業、造園工事業等を営んでいます。

現在、瀬戸市に既存資材置き場がありますが、前回の契約更新時に土地所有者から令和8年5月をもって、更新をしない旨の連絡を受け、本社から最も近くアクセスの良い申請地を選定したものになります。

排水については、表面水は自然浸透及び申請地北側に新設する集水枠を経由して道路側溝へ放流する計画となっています。

第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、13番の農業関連施設を建築するものとして利用するものについてご説明いたします。

場所につきましては、議案書7ページご覧ください。

申請地は岩藤公民館から南西に約350メートルの位置に所在する2筆で、登記地目・現況地目は共に田で、面積は合計2,454m<sup>2</sup>です。

申請法人は、平成26年に法人設立し、本店は日進市岩藤町に所在し、花苗・観葉植物の生産、販売、園芸用資材の販売を行っています。

申請法人の自社農場は、主に豊田市の山間部にありますが、令和5年より、岩藤町の本社近辺において農地法3条の許可を経て、農地の取得し、集約しています。

事業の根本となる花苗を培養増殖する施設は現在、長久手市にありますが、施設の老朽化から建て替えを必要としています。現在の場所で建て替えも検討しましたが、花苗の培養増殖を停止して建築を行うことにより、全ての業務が停止してしまうため不可能です。

そこで、既存の施設以外の土地において新築計画の取組をすることになりました。

また、施設で生産された花苗は、生育の為に、新鮮な状態で、生産農場に搬入され育成をする必要があるため、本社・生産施設・生産農場が可能な限り近距離であることが業務

の効率化に繋がります。しかし、現状は、長久手市から豊田市の農場まで30キロ以上で車での所要時間は45分以上であり、運搬業務に大変な支障をきたしている状況です。

そこで、本社及び本店周辺の農地から近い申請地において、新しく培養生産施設を建築することを計画したものになります。

また、昨年取得した農地で使用する農機具・農業用資材・培土などを保管する農業用倉庫及び新たな培養施設の建築により増員予定の従業員の駐車場も一体で計画するものになります。

排水については、事業地内に集水枠を設け、南西側の道路側溝へ排水する計画となっておりますので、周囲の農地への影響はない計画となっております。

申請地は、令和6年11月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、令和7年6月に除外手続きは済んでおります。

第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、14番の分家住宅を建築するものについてご説明いたします。

申請地の場所につきましては、議案書7ページをご覧ください。

申請地は岩藤町公民館から西に約80メートルの位置に所在し、岩藤町下原202は登記地目は田、現況地目は畑で、岩藤町下原203番6は登記地目、現況地目ともに畑で面積は200m<sup>2</sup>です。

申請者は現在、市外の集合住宅にて家族3人で暮らしておりますが、今後の家族計画を考える上で現在の住宅では手狭であるため、申請地に一戸建て住宅の建築を計画したものです。

申請者には自己所有地が無く、両親に相談したところ、祖父が所有している土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、申請地を選定したものになります。

	<p>また、進入路については、当該地を、諸官庁の許可を得ず、所有者である本申請の貸渡人が、申請地西側の自宅への進入路として利用していたことから、違反状態を是正するために、始末書を添付し農地転用の許可申請がされたものになります。</p> <p>排水については、汚水雑排水は浄化槽で処理した後、申請地北側の道路側溝へ雨水とともに放流する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、15番の東名高速道路日進三好地区拡幅工事に伴い工事用道路・施工ヤード及び掘削土等の仮置き場として利用するものについてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>申請地は愛知東邦大学日進グラウンドから西に約160メートルの位置に所在する計17筆で、地目、現況は議案書のとおりで、合計面積は12,867m<sup>2</sup>です。</p> <p>今回、日進JCTから東名三好IC間の高速道路拡幅工事に伴い、工事用道路、施工ヤードおよび掘削土等の仮置き場を探していたところ、事業地から最も近くアクセスの良い申請地を選定し、一時的に利用するため申請に至ったものです。</p> <p>なお、本申請は一時転用であるため、令和8年12月1日から一時転用期間終了日までに農地に復元する計画となっております。</p> <p>また、農振農用地区域内ですが、一時転用であるため、除外の手続きは必要ありません。</p> <p>排水については、事業地内に集水柵を設け、道路側溝へ排水する計画となっておりますので、周囲の農地への影響はない計画となっております。</p> <p>第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断さ</p>
--	--

		れますので支障ありません。
		第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。
		議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。
	会長職務代理者	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	委員	議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
	事務局	12番の案件について、法面はどうするのか。また、民家との境界はどうするのか。
	委員	計画では、法面について現状の利用形態と同じになります。また、南側に小堤を作り、北側に表面水は排水をするため、隣地には影響はないと思われます。
	事務局	13番の案件について、既存施設は手狭であるのか。
	委員	13番については、手狭になったのではなく、既存施設の老朽化に伴い、建て替えが必要になったものです。また、業務を継続しながら建て替えることが不可能なため、申請地に新たに施設を建築するものです。
	事務局	15番の案件について、申請地を農地として復旧するのか。所々、遊休農地化している場所もあるが。
	委員	本案件は一時転用であるため、農地として復旧する計画です。
	事務局	また、復旧後には集約できる担い手に協議をしていく予定です。
	委員	地形はどうなっているか。
	事務局	段々ではなく、おおむね全体的に平坦になっています。
	委員	大雨時の対策は。
	事務局	大規模な工事になるので、ブロックごとに沈砂池を設けて対応する計画です。
	委員	13番の案件について、駐車台数は問題ないか。
	事務局	台数規模として問題ないと判断しました。
	会長職務代理者	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
		議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。
		(全員挙手)

	会長職務代理者	全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。
	事務局	続きまして、専決について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。専決について一括で報告。) <ul style="list-style-type: none"><li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出 2件</li><li>・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 2件</li><li>・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 12件</li><li>・農地法第18条第6項の規定による通知 2件</li></ul>
	会長職務代理者	専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
	事務局	続きまして、その他について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。) <ul style="list-style-type: none"><li>・公共転用届について</li><li>・農業用施設に使用する届出書</li></ul>
	会長職務代理者	その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。
	(15:30)	それでは、これをもちまして、令和7年第10回農業委員会を終了させていただきます。